

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる
生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を
負った世帯の方

➡ **保険料を全額免除**

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
収入減少が見込まれる世帯の方で、下記の(1)～(3)の全て
に該当する方

➡ **保険料の一部を減額**



【保険料が一部減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和3年中の収入のいずれかが、
令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

保険料の減免額 は、減免対象の保険料額(A×B/C)に、令和2年の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象の保険料額(A×B/C)

A：被保険者の方の保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる
収入にかかる令和2年の所得の合計額

C：世帯の令和2年の所得の合計額(※1)

(※1) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額

所得の合計額に応じた減免割合(D)

主たる生計維持者の令和2年における所得の合計額について、

300万円以下の場合：全部(10分の10)

400万円以下の場合：10分の8 550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4 1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

【減免する保険料】

令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されている保険料

※令和3年度分の保険料には、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に納期限が到来するものも含まれます。その場合、減免の対象となる要件が一部変更となりますので、詳しくはお問い合わせください。

【減免申請について】

減免申請については、**令和4年3月31日(木)**までに申請するようお願いいたします。

【申請に必要な書類の主な例】

- ① **主たる生計維持者の死亡又は、重篤な傷病**
 - 診断書、入院勧告書、退院証明書 など
- ② **主たる生計維持者の収入減少**
 - 主たる生計維持者及び同一世帯の被保険者全員の令和2年中の収入額及び所得額がわかるもの(確定申告書、住民税申告書、収支内訳書の写しなど)
 - 主たる生計維持者の令和3年中の収入実績及び令和3年12月までの収入見込みがわかるもの
 - 国や自治体から支給される各種給付金等を受け取った場合は、その金額がわかるもの
 - 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、税務署に提出する廃業届、異動届の控え、雇用保険の受給資格者証 など



※令和2年度末に資格を取得したこと等による場合の保険料については、令和元年中の収入額及び所得額がわかるものなどが必要となります。

ご自身が減免の対象となるか、その場合どのような書類が必要かについては、お住いの市区町村又は、宮城県後期高齢者医療広域連合保険料課にお問い合わせください。

内容に関するお問合せはこちらまで

お住まいの市区町村の担当窓口又は、宮城県後期高齢者医療広域連合保険料課 (022-266-1021) にお問い合わせください。